

# 五戸町の公共建築物等における木材利用促進に関する基本方針

平成24年7月2日策定

平成30年11月21日一部改定

令和5年12月7日一部改定

## 第1 趣旨

この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「促進法」という。）第11条第1項の規定に基づき、青森県が定めた「青い森県産材利用推進プラン」（平成23年9月21日策定、平成30年3月27日一部改定、令和5年1月18日一部改定）に即して促進法第12条第2項に掲げる必要な事項を定めるものである。

## 第2 用語の定義

この方針に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「公共建築物」とは、町が事業主体となり整備する建築物をいう。
- (2) 「木造化」とは、建築物の構造耐久上主要な部分（柱、梁、壁、小屋組等）の全部又は一部に木材を利用することをいう。
- (3) 「木質化」とは、建築物の内装及び外壁等に木材を利用することをいう。
- (4) 「地元産材」とは、五戸町内で伐採された原木（間伐材を含む。）を材料とし原則として五戸町内で加工された製材品、集成材及び合板等をいう。  
集成材にあつては、原材料の50%を超える量が五戸町内で伐採された原木を材料とするものをいう。

## 第3 公共建築物等における木材の利用促進のための施策に関する基本的事項

- 1 町は、この方針に基づく木材利用の促進のため、生産者及び関係団体・関係者の協力を得ながら各施策を通じ、林業の生産性の向上に努め森林の適切な整備に努める。
- 2 公共建築物に地元産材を率先して利用することにより、木の持つ暖かさや特性、利用効果などを広く町民に提供することができる。

このことは、一般住宅や建築物以外の工作物等としての木材の利用拡大への波及効果など、町の森林の保全整備、林業の再生及び地域経済の活性化が期待される。

#### 第4 木材の利用を促進すべき公共建築物

1 木造化を促進する公共建築物は以下のとおりとする。

- (1) 社会教育・体育施設（図書館、体育館等）
- (2) 保健・衛生施設（病院・診療所等）
- (3) 社会福祉施設（児童福祉施設、老人福祉施設等）
- (4) 教育・研修施設（小学校、中学校等）
- (5) 行政施設（庁舎等）
- (6) 住宅施設（公営住宅等）
- (7) 研究施設（試験場等）
- (8) その他町が整備する施設（保養施設、観光施設等）

2 木質化を促進する箇所等は以下のとおりとする。

- (1) 公共建築物の内装等
- (2) 家具・備品・調度品等
- (3) 公共工事で用いる構造物等

3 木質バイオマスの利用の促進

暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマス燃料の導入に努める。

#### 第5 公共建築物等における木材の利用の目標

1 町有施設の建築にあたっては、次の各号を参考に公共建築物及びこれに付属する工作物は、原則として木造とする。

- (1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造とすることが困難な施設であっても、建築基準法の一部改正により、一定の防火措置を行うことで建築が可能となったことから、木造化を図るよう努める。

※ 災害活動拠点施設など、施設の特异性により、木造とすることが困難な場合を除く。

- (2) 木材の需要の拡大のため、LVL（単板積層材）、CLT（直交集成板）及び木質耐火部材等の新たな木質部材の活用も検討する。

2 町有施設の建築及び改修にあたっては、木造、非木造に関わらず、可能な限り木質化を促進する。

3 木造化及び木質化の実施にあたっては、地元産材の使用に努める。

4 町有施設における備品及び消耗品は、木材を原材料として使用した製品の使用

に努める。

- 5 町有施設において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマス燃料とするものの導入に努める。

## 第6 一般建築物における木材の利用促進のための施策に関する基本的事項

町以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が広く町民に利用され、町民の文化・福祉の向上に資するなど、公共性が高いとされる建築物においても、木材の利用を促進する。

## 第7 木材の利用を促進すべき一般建築物

- (1) 社会教育・体育施設（図書館、体育館等）
- (2) 保健・衛生施設（病院・診療所等）
- (3) 社会福祉施設（児童福祉施設、老人福祉施設等）
- (4) 教育・研修施設（専門学校校等）
- (5) 住宅施設（民間住宅等）
- (6) 研究施設（試験場等）
- (7) その他の施設（駅、高速道路の休憩所等）

## 第8 一般建築物等における木材の利用の目標

町は、民間の非住宅建築物や中高層建築物等においても木材の利用を図るため各項目に掲げるものに努める。

- 1 LVL（単板積層材）、CLT（直交集成板）、木質耐火部材等の普及や木造建築物の設計及び施行に関する先進的な技術の普及
- 2 中大規模木造建築物の設計及び施行に関する情報の提供
- 3 木材を利用した住宅を建築する者に対する住宅の設計に関する情報の提供

## 第9 その他木材の利用の促進に関し必要な事項

- 1 木材の利用にあたり、設計上の工夫や効率的な木材の調達等により、建設コスト及び維持管理コストの低減に努める。
- 2 備品や消耗品については、購入コストや、木材の利用の意義や効果を総合的に判断する。